

# 地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるその他ガス排出量算定ガイドライン

## 改正概要（令和7年4月）

- ・ 廃棄物原燃料の使用により排出される二酸化炭素は、引き続きその他ガスとして算定することを記載
- ・ 計画・報告書作成者が県内の事業所で廃棄物原燃料を使用する場合、当該使用による二酸化炭素の排出量を報告対象に追加
- ・ その他ガス排出量の算定について、算定に使用する地球温暖化係数及び排出係数を第4計画期間の改正内容に合わせて改正
- ・ 非化石燃料の使用量の算定方法について記載
- ・ 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- ・ その他軽微な修正